

令和6年度

一般廃棄物処理計画（実施計画）

佐賀県 神埼市

目 次

【区域の概要】

I 一般廃棄物処理計画区域の状況	1
------------------	---

【ごみ処理実施計画】

II 一般廃棄物の排出計画	2
1 一般廃棄物の区分	2
(1) 市（佐賀県東部環境施設組合）で処分できるもの	2
(2) 市（佐賀県東部環境施設組合）で処分できないもの	3
2 一般廃棄物の計画処理量	3
3 一般廃棄物の処理主体及び処理形態	4
(1) 処理主体	4
(2) 処理形態（中間処理及び最終処分）	4
4 一般廃棄物の処理計画	5
(1) ごみの排出抑制・再資源化計画	5
ア 排出抑制の方法	5
イ 再資源化の方法及び量	5
(2) 一般廃棄物の収集・運搬計画	7
ア 収集・運搬量	7
イ 家庭系ごみ（市から業者に収集・運搬委託する分）	8
ウ 動物の死骸	8
エ 事業系ごみ	8
オ 一般廃棄物の処理業許可業者状況	8
カ 家庭からの臨時的な粗大ごみ処理のための指定委託業者	10
(3) 一般廃棄物の中間処理計画	11
ア 可燃物処理施設の概要	11
イ 不燃物・資源物・粗大ごみ処理施設の概要	11
(4) 一般廃棄物の最終処分計画	11
ア 焼却灰の処理内訳（佐賀県東部環境施設組合処理）	11
イ 飛灰の処理内訳（佐賀県東部環境施設組合処理）	11

【生活排水処理実施計画】

Ⅲ	一般廃棄物の排出計画	1 2
1	一般廃棄物の区分	1 2
	(1) 市(三神地区環境事務組合)で処分できるもの	1 2
2	一般廃棄物の計画処理量	1 2
3	一般廃棄物の排出抑制計画	1 2
4	一般廃棄物の適正処理	1 2
5	一般廃棄物の収集・運搬及び処分	1 3
	(1) 収集	1 3
	(2) 運搬	1 3
	(3) 中間処理	1 3
	(4) 最終処分	1 3
6	一般廃棄物の収集・運搬及び処分の状況	1 4
	(1) 収集の状況	1 4
	(2) 許可業者の許可区域	1 4
	(3) 許可に係る収集手数料	1 4
	(4) 運搬の状況	1 4
	(5) 中間処理の状況	1 5
	(6) 最終処分の状況	1 5
7	し尿処理関連施設等の概要	1 5
	(1) 陸上処理施設の概要	1 5

【区域の概要】

I 一般廃棄物処理計画区域の状況

(令和6年3月31日現在)

区 分		令和6年度
計画区域	人 口	30,332 人
	世帯数	12,421 世帯
	面 積	125.13 km ²

【ごみ処理実施計画】

II 一般廃棄物の排出計画

1 一般廃棄物の区分

- 一般廃棄物とは、「産業廃棄物」以外の廃棄物。【廃掃法第2条第2項】
- 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物。【廃掃法施行令第2条】

(1) 市（佐賀県東部環境施設組合（以下「組合」という。））で処分できるもの

区 分	廃棄物の内容
燃えるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般家庭から排出される生ごみ、紙くず（新聞・チラシ、雑誌・雑がみ類、紙パック、段ボールを除く。）、木屑、廃プラスチック類（発泡スチロール、白色トレイ、ペットボトル、容器包装プラスチックを除く。）及びその他組合で認めるもの ・ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物で、一般家庭から排出されるものの処理に支障のない質及び量のもの
燃えないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般家庭から排出される金属類（空缶類、スプレー缶は除く。）、ガラス類（空ビン類は除く。）、陶磁器類及びその他組合で認めるもの ・ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物で、一般家庭から排出されるものの処理に支障のない質及び量のもの
資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般家庭から排出される空缶、空ビン、スプレー缶、発泡スチロール、白色トレイ、ペットボトル、容器包装プラスチック、新聞・チラシ、雑誌・雑がみ類、紙パック、段ボール及びその他組合で認めるもの ・ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物で、一般家庭から排出されるものの処理に支障のない質及び量のもの
廃食用油	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般家庭から排出される植物性油 ・ 事業活動から排出される植物性油で、一般家庭から排出されるものの処理に支障のない質及び量のもの
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般家庭から排出される蛍光管・電球、乾電池類、体温計、鏡及びその他組合で認めるもの ・ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物で、一般家庭から排出されるものの処理に支障のない質及び量のもの
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般家庭から排出される家具類、家電品（特定家庭用機器廃棄物及びパソコンを除く。）、寝具類及びその他組合で認めるもの ・ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物で、一般家庭から排出されるものの処理に支障のない質及び量のもの
動物の死骸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犬、猫及びこれらに類する小動物の死骸 ただし、畜産業で排出される死骸（産業廃棄物）を除く

(2) 市（佐賀県東部環境施設組合）で処分できないもの 【処理不適物】

区 分	廃棄物の内容
処 理 困 難 物	廃タイヤ、ガスボンベ、バイク、消火器、中身の入っている缶（油缶、塗料缶等）、ボウリングボール、その他組合で定めるもの
排 出 禁 止 物	一般廃棄物のうち、再生資源の有効利用・利用促進を図るため、再生利用の必要が認められるもの
特別管理一般廃棄物 (廃掃法施行令第1条)	一般廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性、その他、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるもの
産 業 廃 棄 物 (廃掃法施行令第2条)	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

- ※ 市（組合）で処分できない処理困難物及び産業廃棄物については、排出者が自ら各品目の販売店や取扱店または産業廃棄物処理許可事業者等に依頼して処理してもらう。
- ※ 排出禁止物については、特定家庭用機器再商品化法やメーカー等で指定された再生の方法に従って適正に処理しなければならない。
- ※ 特別管理一般廃棄物については、排出者が品目に応じて国（環境大臣）の定める処分又は再生の方法に従って適正に処理しなければならない。
- ※ 産業廃棄物については、産業廃棄物の処理業者に依頼して適正に処理しなければならない。

2 一般廃棄物の計画処理量

(単位：t)

区 分	令和6年度	搬入施設
	計 画 数 量	
燃えるごみ	6, 780	佐賀東部クリーンエコランド
燃えないごみ	472	鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ
資源ごみ	394	
粗大ごみ	300	
合 計	7, 946	

- ※ 計画処理量（計画数量）については、収集搬入、一般持込み及び事業系持込みを含む。

3 一般廃棄物の処理主体及び処理形態

計画区域内（市内全域）から発生する一般廃棄物は、排出者が自ら処理・処分するか、又は神埼市が委託する業者が収集・運搬し、組合が処理・処分を行う。

平成23年4月からは臨時ごみ業者委託制度が開始され、家庭から出る粗大ごみ等の運搬を指定委託業者に委託できるようになった。

令和5年4月からは資源物等のコンテナ等による収集方式に移行し、資源ごみ3種（ペットボトル、トレイ、空缶・空きビン）の指定ごみ袋を廃止した。

なお、市（組合）で処理・処分できないもの（処理不適物）については、排出者が自ら処理・処分を行う。

**【参考条文】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条の2、第3条、第7条
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第1項第1号**

(1) 処理主体及び処理方法

種類	収集・運搬の主体	中間処理		最終処分		
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法	
家庭系ごみ	可燃ごみ	市（委託）	組合（委託）	焼却処理	組合（委託）	資源化
	不燃ごみ	市（委託）	組合（委託）	破碎・選別	組合（委託）	資源化
	粗大ごみ	市（委託）	組合（委託）	破碎・選別	組合（委託）	資源化
	資源ごみ	市（委託）	組合（委託）	選別・圧縮	組合（委託）	資源化
	有害ごみ	市（委託）	組合（委託）	選別・梱包	組合（委託）	資源化
事業系ごみ	・自己搬入（リサイクルプラザのみ） ・許可業者	市の処理施設に搬入されたごみは、ごみの種類ごとに一般家庭のごみと同じ処理を行う。				

4 一般廃棄物の処理計画

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

(ア) 事業系一般廃棄物の減量化・資源化の促進

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条（事業者の責務）に基づき、ごみの減量化・資源化を一層進めるよう指導を徹底し、次に掲げる施策を推進する。

- ◆大量排出事業所に対するごみ減量化、ごみ資源化の推進・指導
- ◆ごみ減量に関するマニュアル、又は処理計画の作成・実践の推進
- ◆事業系一般廃棄物の適正な処理についての周知指導

【参考条文】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量化に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(イ) 排出抑制に関する市民・事業者に対する広報活動の実施

- ◆市広報誌、地区回覧等による意識高揚のための広報活動の実施
- ◆地区（行政区）、又は各種団体の要請に伴う広報活動の実施

イ 再資源化の方法及び量

(ア) 資源ごみの再資源化の促進

- a 資源ごみを選別し再資源化を図る。また、粗大ごみについては、分解・破砕等により資源物を選別し再資源化を図る。
- b 空缶、空ビン、スプレー缶、廃食用油、発泡スチロール、白色トレイ、ペットボトル、容器包装プラスチック、新聞・チラシ、雑誌・雑がみ類、紙パック、段ボール等については、資源ごみとして収集し、再資源化を図る。

(イ) 資源ごみの計画数量

(単位：t)

区分		令和6年度
		計画数量
紙類	段ボール	57
	新聞・チラシ	80
	雑誌・その他	140
プラスチック類	ペットボトル	69
	容器包装プラ	5
	白色トレイ	1
金属類	スチール缶	57
	アルミ缶	24
食用廃油		7
ビン類		111
合計		555

- ※ 集団回収を除く。
- ※ 一般持込み及び事業系持込みを含む。
- ※ 計画数量については、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び「脊振共同塵芥処理組合の中間処理実績資料」を参考に算出した。

(2)一般廃棄物の収集・運搬計画

ア 収集・運搬量

(単位：t)

区 分	収集・運搬	収集区域	令和6年度
			計画数量
家庭系ごみ	委 託	市内全域	5, 8 7 9
	排 出 者		5 2 7
事業系ごみ	排出事業者 (許可業者)	市内全域	1, 5 4 0
合 計			7, 9 4 6

※「家庭系ごみ」の「排出者」には臨時ごみ業者委託制度の利用分を含む。

イ 家庭系ごみ（市から業者に収集・運搬委託する分）

区 分	収 集 運 搬 の 方 法		備 考
	収集回数	収 集 形 態	
燃えるごみ	週 2 回	指定袋によるごみステーション収集方式	有料
燃えないごみ	月 1 ～ 2 回	指定袋による拠点収集方式	有料
資源ごみ	月 1 ～ 2 回	コンテナ及びネットによる拠点収集方式 〔ただし、新聞・チラシ、雑誌・雑がみ類、 紙パック、段ボールについては紐でくくる〕	無料
廃食用油	月 1 ～ 2 回	ペットボトル等によるコンテナ等拠点収集方式	無料
有害ごみ	月 2 回	コンテナによる拠点収集方式 小さなボタン電池等は透明又は半透明で中身が見える袋（任意の袋）に入れる	無料
粗大ごみ	月 1 回	ステッカー貼付による戸別収集方式	有料

ウ 動物の死骸

区 分	収 集 運 搬 の 方 法		備 考
	収集回数	収 集 形 態	
動物の死骸	—	排出者自らが焼却施設へ直接搬入	有料

エ 事業系ごみ

区 分	収 集 運 搬 の 方 法		備 考
	収集回数	収 集 形 態	
事業系ごみ	—	事業者が鳥栖・三養基西部リサイクルプラザに直接搬入するか、市が許可した一般廃棄物処理許可業者に収集を依頼する。	有料

オ 一般廃棄物の処理業許可業者状況

(ア) 家庭系ごみの収集・運搬については、業者へ委託している。なお、平成 23 年 4 月からは臨時粗大ごみ業者委託制度がスタートし、指定委託業者へ委託することができる。事業系ごみの収集・運搬業については、平成 21 年度から組合構成市町は、許可を与えている。なお、神崎市においては、平成 30 年度から許可申請業者について更新時以外は新規の許可を与えないとする。ただし、災害等特別な事情の場合は必要に応じ許可を行うものとする。

(イ) 一般廃棄物処理業許可業者の許可区域

	許可業者名	許可区域
1	有限会社 三神清掃社	市内全域
2	佐賀環境整備株式会社	〃
3	有限会社 ミズキ環境	〃
4	有限会社 環境開発センター	〃
5	株式会社 諸富グリーン環境	〃
6	株式会社 西日本技研	〃
7	有限会社 坂井商店	〃
8	大坪産業 株式会社	〃
9	有限会社 鍋島商事	〃
10	有限会社 イデント	〃
11	株式会社 佐賀クリーン環境	〃
12	有限会社 アバクリーン	〃
13	有限会社 野口商会	〃
14	有限会社 石辰原料	〃
15	有限会社 菖蒲商会	〃
16	株式会社 T・I商会	〃
17	有限会社 開成商事	〃
18	佐賀衛研株式会社	〃
19	有限会社 サンエイ	〃
20	株式会社 佐賀パッキン	〃
21	有限会社 光陽商会	〃
22	ミドリ環境保全株式会社	〃
23	有限会社 ミヤキメンテナンス	〃
24	有限会社 鳥栖環境開発総合センター	〃
25	有限会社 ウラカワ	〃
26	有限会社 佐賀資源開発	〃
27	(株)大島産業	〃
28	中島産業	〃
29	株式会社 トワード	〃
30	大石商会	〃
31	株式会社 イワフチ	〃
32	株式会社 三協環境開発	〃
33	株式会社 新興エコ	〃
34	西技工業株式会社	〃
35	福岡県産業廃棄物処理事業協同組合	〃

カ 家庭からの臨時的な粗大ごみ処理のための指定委託業者

	委託業者名	備 考
1	(株)大島産業	
2	(有)ミズキ環境	
3	(有)環境開発センター	

(3)一般廃棄物の中間処理計画

ア 可燃ごみ処理施設の概要

施設名	佐賀東部クリーンエコランド
区分	エネルギー回収型廃棄物処理施設
所在地	鳥栖市真木町字今川39番地1
供用開始	令和6年4月1日
公称能力	172t/日(86t/2炉)
焼却炉形式	ストーカ炉(全連続燃焼式焼却炉)
発電能力	定格3,800kW
敷地面積	16,279.58㎡
建築面積	5,360.45㎡
延床面積	11,025.24㎡

イ 不燃ごみ・資源物・粗大ごみ処理施設の概要

施設名	鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ	
所在地	三養基郡みやき町大字簗原4432	
供用開始	平成16年3月	
公称能力	47.0t/5h	
処理方式	粗大ごみ、不燃ごみ	低速2軸式破碎+高速回転式破碎+機械選別
	缶類	機械選別+圧縮成型
	ペットボトル、 その他プラスチック類	手選別+圧縮梱包
	びん類	手選別
	紙類	圧縮成型
	白色トレイ、食用廃油、 乾電池、蛍光灯、電球、 水銀体温計	保管

(4) 一般廃棄物の最終処分計画

ア 焼却灰の処理内訳（佐賀県東部環境施設組合処理）

区分	UBE三菱セメント株式会社	UBE三菱セメント株式会社	UBE三菱セメント株式会社	太平洋セメント株式会社
処理地	福岡県北九州市八幡西区洞南町1-1	福岡県京都郡苅田町長浜町7番地	山口県宇部市大字小串1978番地7	大分県津久見市合ノ元町2-1
焼却灰処理量(トン/年)	300トン	300トン	50トン	1,700トン

※ 組合で発生した焼却灰は、UBE三菱セメント株式会社及び太平洋セメント株式会社にて、セメントの原料となっている。

イ 飛灰の処理内訳（佐賀県東部環境施設組合処理）

区分	三池製錬株式会社	太平洋セメント株式会社	北九州アッシュリサイクルシステムズ株式会社
処理地	福岡県大牟田市新開町2-1	大分県津久見市合ノ元町2-1	福岡県北九州市戸畑区牧山五丁目1番1号
焼却飛灰処理量(トン/年)	460トン	920トン	240トン

※ 組合で発生した焼却飛灰は、三池精練株式会社で焼成処理され、亜鉛、銅、鉛等が回収されている。また、太平洋セメント株式会社及び北九州アッシュリサイクルシステムズ株式会社ではセメントの原料となっている。

【生活排水処理実施計画】

Ⅲ 一般廃棄物の排出計画

1 一般廃棄物の区分

(1) 市（三神地区環境事務組合）で処分できるもの

区 分	廃棄物の内容
し 尿	家庭から排出されるし尿で収集が必要なもの 事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもののうち、 計画収集が可能なもの
浄化槽汚泥	家庭から排出される浄化槽汚泥で収集が必要なもの 事業活動に伴って排出される浄化槽汚泥で収集が必要なもの のうち、計画収集が可能なもの

2 一般廃棄物の計画処理量

区 分	令和6年度	搬入施設等
	計画人数	
し 尿	2, 1 6 5 人	三神地区汚泥再生処理センター
浄化槽汚泥	1 4, 7 5 1 人	
自 家 処 理	0 人	
合 計	1 3, 4 1 6 人	=市の人口-公共下水

※ 公共下水道の普及に伴い処理量はし尿、浄化槽汚泥ともに減少傾向にある。

※ 平成14年度から三神地区環境事務組合の三神地区汚泥再生処理センターで処理している。

3 一般廃棄物の排出抑制計画

し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の排出抑制については、公共下水道事業・農業集落排水事業計画に基づき整備を進めるとともに、加入の促進を図る。

4 一般廃棄物の適正処理

自ら処分しないし尿等については、一般廃棄物処理計画に従い、適正に処理するように指導する。また、自ら処分するし尿等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条（ふん尿の使用法の制限）並びに同施行規則第13条（ふん尿の使用法）に基づき、適正に処分をするよう取り組む。

5 一般廃棄物の収集・運搬及び処分

(1) 収集

区 分	収集主体	収集区域	収集回数	収集方法
し 尿	許可業者	市内全域	排出者の汲取り 依頼により収集	バキューム式収集 運搬車による戸別 方式
浄化槽汚泥				
自家処理	排 出 者	—	—	—

(2) 運搬

区 分	運搬主体	運搬区域	運搬先	運搬方法
し 尿	許可業者	市内全域	三神地区環境事務組合 (三神地区汚泥再生 処理センター)	バキューム式収集 運搬車による
浄化槽汚泥				

(3) 中間処理

区 分	処理主体	処理方法
し 尿	三神地区環境事務組合 (三神地区汚泥再生処理センター)	膜分離高負荷脱窒素処理 + 高度処理
浄化槽汚泥		
自家処理	排 出 者	—

(4) 最終処分

区 分	処分主体	処分方法
し 尿	三神地区環境事務組合 (三神地区汚泥再生処理センター)	コンポスト設備
浄化槽汚泥		
自家処理	排 出 者	—

※ 三神地区環境事務組合は、神崎市、佐賀市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、基山町の6市町で構成している。

※ 三神地区環境事務組合の三神地区汚泥再生処理センターで最終処分している。

※ 最終処分方法については、資源循環型社会を目指し、施設内で発生する汚泥を発酵して堆肥化する施設を導入している。

6 一般廃棄物の収集・運搬及び処分の状況

(1) 収集の状況

近年のし尿及び浄化槽汚泥の総排出量が安定していることと平成20年度までの収集状況「1日当たりの収集量、搬入回数」、「収集車1台当たりの搬入量」等を基に考慮したときに、現行の収集形態で十分賄える状況にあることから、し尿収集業務については、許可業者3社によるし尿収集運搬を計画実施する。

また、脊振地区のし尿貯留槽は施設の老朽化が激しかったので、平成20年度をもって撤去した。なお、現在は許可業者が独自でし尿貯留槽を設け、汲取り申込による計画収集に努める。

(2) 許可業者の許可区域

従来からの業者による自主的な地区割りを尊重し、これを許可範囲とする。

ただし、許可業者に何らかの事情又は市長が必要と認めた場合は、市の許可を受けた他の業者に緊急的に作業の指示を行う。

市の区域	許可業者名	許可区域
神 埼 町	(有)三神清掃社	神崎市神埼町の全域 (業者の自主的地区割の範囲)
	環整工業(有)	神崎市神埼町の全域 (業者の自主的地区割の範囲)
千 代 田 町	(有)蓮池衛研工業	神崎市千代田町の全域
脊 振 町	環整工業(有)	神崎市脊振町の全域

(3) 許可に係る収集手数料

し尿・浄化槽汚泥の収集手数料(汲取り料)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び神崎市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定に基づき許可権者(神崎市長)と許可業者が協議し定める下記の金額とする。

市の区域	許可業者名	収集手数料
神 埼 町	(有)三神清掃社・環整工業(有)	11.55 円/ℓ
千 代 田 町	(有)蓮池衛研工業	11.55 円/ℓ
脊 振 町	環整工業(有)	11.55 円/ℓ

(4) 運搬の状況

し尿の運搬については全量、三神地区汚泥再生処理センターへの許可業者により運搬を実施する。

(単位: 円/ℓ)

市の区域	許可業者名	収集料	陸送受益者	受益者合計
神埼町	(有)三神清掃社・環整工業(有)	11.55	0.73	12.28
千代田町	(有)蓮池衛研工業	11.55	0	11.55
脊振町	環整工業(有)	11.55	0.73	12.28

(5) 中間処理の状況

し尿の中間処理については、三神地区環境事務組合と同一歩調をとり処理を行っている。

(6) 最終処分の状況

し尿の最終処分については、三神地区環境事務組合と同一歩調をとり処分を行っている。

7 し尿処理関連施設等の概要

(1) 陸上処理施設の概要

施設名	三神地区環境事務組合 「三神地区汚泥再生処理センター」	
所在地	神崎市千代田町柳島1290番地	
供用開始	平成14年4月	
敷地面積	約21,000㎡	
建築面積	処理棟	2,532㎡
	管理棟	471㎡
延床面積	処理棟	5,551㎡
	管理棟	881㎡
処理方式	水処理	膜分離高負荷脱窒素処理＋高度処理
	汚泥処理	コンポスト設備
処理能力	184kL/日（し尿：94kL/日、浄化槽汚泥：90kL/日）	
放流先	鯉江川	